

随意契約理由書

1 案件名称

住吉区役所所管施設 保守点検・修繕等包括的業務委託 長期継続

2 契約の相手方

株式会社ザイマックス関西

3 随意契約理由

本業務の遂行にあたっては、市設建築物等の建築年数、規模及び設備等の状況を理解し、施設所管担当からの相談に対して適切な実施方法を提案するとともに、自ら点検・修繕を実施するために、高度で専門的な技術力や知識等を要する。

また、設計・監理業務を適正に行うことができる知識及び経験を有していることや、法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていることなど、本業務を公正に行うことができる能力が求められ、それらの性質及び目的が競争入札に適さないものであることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社ザイマックス関西の評価点が高く、契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ザイマックス関西と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所総務課

(電話番号 06-6694-9625)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度「Osaka Metroあびこ駅周辺地域住民による安全・安心・快適駅前構築事業」業務委託

2 契約相手方

荻田南地域活動協議会

3 随意契約理由

本市では、平成 24 年度に「市政改革プラン-新しい住民自治の実現に向けて-」を策定し、「ニア・イズ・ベター」の考えのもと、行政、市民、地域団体、NPO 等と協働（マルチパートナーシップ）による取組を進めるとともに、本市事務事業の社会的ビジネス化をコミュニティビジネス（CB）/ソーシャルビジネス（SB）などの手法を活用すべく、地域活動協議会による自律的な地域運営をめざしている。

当区の Osaka Metro あびこ駅周辺地域は、放置自転車数が区内で一番多いことから、上記の本市取組方針並びにアンケート調査結果（地域住民等と連携した取組が効果的である）を踏まえ、これまでコミュニティビジネスとして平成 26 年度から実施し、放置自転車台数は、平成 25 年の 323 台と比して、令和 7 年は 127 台と大幅に減少するなど、一定の効果が表れている。

しかしながら、同駅周辺地域は、依然として放置自転車数が区内で一番多く、加えて自転車関連事故も多く発生している。また、放置自転車が原因で、通行障害など安全面における問題も指摘されているほか、商店街や商業ビルなどで賑わい、多くの人々が訪れるため、たばこ、空き缶等のポイ捨てゴミも多く、諸課題が山積している状態にある。

これら喫緊の課題に対処するためには、これまで実施していた放置自転車利用適正化事業に加え、巡回時に小学校登下校時や公園等での子ども見守り、ごみの回収を行うなど、これまで以上に安全・安心なまちづくりの取組を強化する必要がある。

本業務は、これまでの経過や結果を踏まえ、Osaka Metro あびこ駅周辺地域における放置自転車など自転車利用の適正化を主としながら、様々な課題解決に取り組むもので、地域の状況を熟知するメリットを生かし地域住民が啓発指導員として活動することが有効であると判断し、住民参加型のコミュニ

ティビジネスとして実施するものである。

契約相手方である荏田南地域活動協議会は、事業実施地域の住民等で地域コミュニティを組織し、行政と連携して地域のまちづくりに関する活動を実践する唯一無二の地域振興組織である。

同協議会は、これまで放置自転車適正化事業を 10 年以上の長きに渡り、地域事情に精通した地域住民が、40 名もの体制で臨機応変に対応することで成果を上げているだけではなく、常日頃から地域の課題解決に尽力しており、「自らの地域を自らの手で守る」意識が高く、地域で子どもの見守り活動などの防犯活動や地域課題の解決に向けた取組を商店街等と連携し、組織的かつ効果的に実施してきた実績がある。

以上のことから、本事業を担えるような住民団体等は当契約相手方のほかにはない。そのため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

住吉区役所課地域課（電話番号：06－6694－9840）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度地域見守り支援（各地域における相談・支援体制の構築）業務

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

住吉区では、地域や行政が一体となり、日常的な見守り体制と災害時要援護者支援対策を一体的に捉え、本業務と「住吉区地域見守り支援事業」を一体的に実施し、「住吉区地域見守り支援システム」として支援体制の構築に取り組んでいる。各地域においては、区が提供する災害時要援護者支援台帳をもとに、地域支援相談員および地域支援員が、災害時要援護者に対して、日ごろからの訪問や見守り活動、個別支援プランを作成し、日ごろから顔の見える関係づくりを行うことにより、災害時要援護者の状況把握を行い、災害発生時に有効に支援ができるよう体制の構築に取り組んでいる。本事業は、各地域支援事務所に常駐している地域支援相談員への報酬や、事務所経費の支払い、地域支援相談員連絡会の開催等を行い、支援相談員等を支援している。また、地域支援相談員や地域支援員だけでは対応が困難なケースや相談が必要なケースに対する支援として、社会福祉援助技術を用いて、「住吉区地域見守り支援事業」と連携し、地域見守り相談室やコミュニティソーシャルワーカー、介護保険事業者などの関係機関との連絡、調整を緊密に行うことにより、地域支援相談員等が安心して活動ができる環境を整えとともに、より効果的な支援が実施できるよう地域に対して支援を行っている。本事業は要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域を基盤として支援を行うものである。そのため、受注事業者には、区内の福祉課題を把握し、行政と地域をつなぐ「中間支援機能」を有するとともに、福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。また、対象者が幅広く、訪問時の対応や潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応など、地域支援相談員等の負担も大きいことから、さまざまな関係機関によるフォロー体制の確保が不可欠である。さらに、住吉区では、平成26年度より、住吉区社会福祉協議会に本業務を委託し、地域見守り支援システムの構築を進めてきた。各

地域で説明会を繰り返し実施し、体制構築 や信頼関係の構築に取り組んできた実績があり、構築してきた体制を持続可能な取り組み として発展させていくためには、継続的な支援が必要である。 以上のことから、本業務と「住吉区地域見守り支援事業」を一体的に実施するにあつ ては、社会福祉法の趣旨に基づき、住民の参加のための援助や社会福祉を目的とする事業 に関する調査、普及、連絡、調整、さらには社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図 ることなどを目的として設立され、平成 26 年に区役所と、「地域福祉活動の支援にかかる 連携協定」を締結し、「地域福祉の推進」に区役所と共同で取り組んできた実績を有する 団体であり、地域住民や各種団体、社会福祉施設等の相互の連携・協働を図る機能を有し、 専門職への相談を行う協力体制が構築され、より質の高い支援と持続可能な取り組みを实 現できる唯一の団体として、社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会を本事業の委託先 として指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

住吉区役所課地域課（電話番号：06-6694-9734）

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度「つながりの場づくり推進事業」業務委託
- 2 契約の相手方
一般財団法人大阪市コミュニティ協会
- 3 随意契約理由
令和8年度「つながりの場づくり推進事業」を実施するにあたり、地域活動協議会をはじめとした市民活動団体・本市委嘱者等がこれまでの活動の中で培ってきたノウハウを活かし、区民が気軽に参加できるつながりの「場」や「機会」の年間を通した提供として、広く区民に親しまれ定着してきたすみよし区民まつりをはじめ、文化事業、スポーツ事業などの各種事業を展開・実施するため、広く企画提案を募集し、公募型プロポーザルにより業者選定を行なった。
提案者は1社のみであったが、審査の結果、評価点数が全委員の平均で60点以上であったため、上記業者と契約を締結する。
- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署
住吉区役所地域課
(電話番号 06-6694-9840)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 大阪市住吉区における地域コミュニティ支援事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

当該事業にかかる受託者選定会議において、参加申請者から提出された企画提案書について、基準に基づき評価し審査を行った。参加申請者は1者であったが、これまでの事業実績があり、同事業を安定的に実施できるものである。また、プレゼンテーション審査を踏まえて選定委員が合計点100点満点で審査、議論を行った結果、全委員の平均評価点が選定対象最低ライン60点を超えており、当事業の委託先として適当であるため、当該事業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所地域課

(06-6694-9840)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度住吉区子ども・若者育成支援事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 office ドーナツトーク

3 随意契約理由

「令和8年度住吉区子ども・若者育成支援事業」を実施するにあたり、不登校やひきこもりで悩んでいる子ども・若者や就労に自信が持てない若者が、社会生活を円滑に営むことができるように支援する事業とするため、民間事業者から企画提案を募集し、公募型プロポーザルにより業者選定を行った。

提案者は2社で、審査の結果、評価点数が全委員平均で選定対象と定める60点以上であり、かつ合計点が最も高かった上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所福祉課

(電話番号 06-6694-9883)

特名随意契約理由書

1 案件名称

住吉区地域見守り支援事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会

3 特名随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、現行のコミュニティソーシャルワーク機能と次の①～③の機能を一体的に果たすことにより、「住吉区地域見守り支援事業」として実施する。

① 地域の見守り活動への支援

② 孤立世帯等への専門的対応

③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉の専門職である「コミュニティソーシャルワーカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

このため、①の実施にあたっては、単なる名簿情報の収集・管理とするのではなく、名簿情報及び同意確認を行う際の家庭訪問から得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。②の実施にあたっては、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていなかった方や、支援を受けることに対して抵抗がある要援護者について、粘り強く家庭訪問を行うことなどにより、本人の真のニーズと専門的判断に基づき、必要であれば既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さら

に、既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの開発に向けた提言も求められる。

また、③については、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、地域のネットワーク化を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

これらの事業は要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域を基盤にして支援を行うものであることから、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであるため、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、コミュニティソーシャルワーカーが疲弊することのないよう、フォロー体制の確保も必要である。

このことから、本事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助や社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡、調整、さらには社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図ることなどを目的に設立され、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結し、「地域福祉の推進」に区役所とともに取り組むとともに、本事業推進のために必要な地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等の相互の連携・協働を図っていく機能を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所福祉課

(電話番号 06-6694-9857)

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度住吉区広報紙「広報すみよし」企画・編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社インターブレーン

3 随意契約理由

住吉区広報紙「広報すみよし」（原則毎月1日発行）は、住吉区及び大阪市の施策・事業などの情報を発信する基幹広報媒体として、非常に重要な意味を持っている。

紙面の企画・編集業務を専門事業者に委託することにより、より読みやすく情報が的確に伝わる紙面とし、区民の市政・区政への関心や理解を高め、地域コミュニティづくりの推進、区民の市政・区政並びに地域コミュニティへの参画の促進を図ることをめざし、公募型企画競争方式により業者選定を行った。

株式会社インターブレーンは、最も優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所政策推進課

（電話番号 06-6694-9842）

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度住吉区広報紙「広報すみよし」配布を活用した地域見守り業務委託（苅田地域）

2 契約の相手方

苅田地域活動協議会

3 随意契約理由

住吉区では、地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築するため、日常的な見守り活動と災害時支援が必要な方への支援を一体的なものとして捉えた「住吉区地域見守り支援システム」（以下、「支援システム」という。）の構築を最優先課題のひとつとし、取組を進めている。

支援システムは、地域の人たちの顔の見える関係性、お互いが支え合う関係性が基盤になることから、地域において住民間で身近な地域課題を共有し、その解決に向けた活動に日常的に取り組んでいる各地域活動協議会に対し、支援の対象となる要援護者の名簿を提供するなどし、主体的な取組を進めていただいているところである。

地域活動協議会では、日常的な見守り活動や地域のネットワークの活用により、認知症高齢者や社会的に孤立している世帯など支援を必要としている方の情報の把握に努め、支援システムの主な取組である「孤立世帯等への専門的対応」や「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」にも繋げることができているところである。

しかしながら、昨今、生活様式や価値観の多様化により近所同士のつきあいが減少しており、特に、コロナ禍以降よりその傾向が顕著となっている。このような中、日々変化する認知症高齢者や社会的に孤立している世帯などの情報の把握が難しくなっており、各世帯にアプローチし、情報を把握する方策の確立が課題となっている。

ところで、住吉区では、広報紙「広報すみよし」を毎月1回、住吉区内の全世帯・事業者のポストに直接投函している。この広報紙の配布業務は、日常的な見守りに役立つだけでなく、各世帯にアプローチする非常に有効な手

段になる。

地域活動協議会が、広報紙の配布業務を担い、それをきっかけとして、つながりが薄かった世帯に声かけなどを行うことにより、関係性を構築し、新たな情報を得ることもでき、よりきめ細やかな支援体制の確立を見込むことができる。

以上のことから、支援システムをより強固なものとしていくため、要援護者名簿を提供している唯一の団体であり、支援体制の構築に主体的に取り組んでいる団体である地域活動協議会に、広報紙の配布を活用した地域見守り業務を委託し、支援システムの構築と広報紙の配布業務を一体のものとして取り組んでいくこととする。広報紙については、期日までに各世帯・事業所に配布することが必要であることから、確実に業務を遂行することができる組織的な体制が整っている地域の地域活動協議会を委託先とするものである。

荏田地域において、荏田地域活動協議会は、広報紙を配布するための体制が整っていることから、本業務の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

住吉区役所政策推進課（電話番号 06-6694-9842）

随意契約理由書

1 案件名称

「令和 8 年度 すみよし学びあいサポート事業」の事業運営業務委託

2 契約の相手方

株式会社キズキ

3 随意契約理由

「令和 8 年度 すみよし学びあいサポート事業」受注者選定会議において、参加申請者から提出された企画提案書・プレゼンテーションにより、基準に基づき評価し、審査を行なった。参加申請は 2 社あり、選定委員による選考の結果を踏まえ、株式会社キズキの評価が高く、提案された企画内容が本業務を効率的に実施できるよう工夫されており、契約相手方として最適であるとのことであったため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、株式会社キズキと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

住吉区役所生活支援課

(電話番号 06-6694-9866)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和8年度もうすぐパパママ応援事業業務委託
- 2 契約の相手方
一般財団法人 大阪府助産師会

- 3 随意契約理由

「もうすぐパパママ応援事業（以下、「本事業」という）」は、初めて出産を迎える家庭に対し、保健師等の専門職がアウトリーチによる相談支援を行うとともに、父親を対象に「はじめてのぱぱこうざ」を開催し、妊婦体験や育児の知識・手技の習得等を通じて、夫婦がともに協力して子育てができるよう支援している。また、「ぱぱこうざ同窓会」を開催し、出産後の父親への育児支援と、父親同士の交流を通じて仲間づくりにつなげている。

初めて妊娠・出産を経験する家庭においては、産前産後の心身や生活の変化についての知識が乏しく、様々な不安やリスクが生じやすい。そのため、妊娠期から支援を開始することで、不安やリスクが早期に軽減され、産後の生活や子育ての見通しが立てられるようになり、安心して安全な出産・子育てにつながっていく。

本事業の実施にあたっては、第一に、妊娠期から出産・子育て期までの様々な相談に対応できる専門的知識と面談技術を有していること。第二に、父親が育児の知識・手技を習得し、妊婦の心身の負担を思いやり、育児を自分事として捉えられるような講座の企画・実施ができること。第三に、本事業を通じて継続的な支援が必要なケースを把握した場合、区保健福祉センターとの連携ならびに地域の社会資源や本市の母子保健サービスの情報提供ができること。これら全てを有していることが必須条件となる。本会は、本市の妊娠8か月頃面談や、乳児家庭全戸訪問事業ならびに専門的家庭訪問支援事業を受託しており、平素より当区保健師との連携体制が確立されていることに加え、本事業で妊娠期の相談支援を担当した同一の助産師が、出産後の訪問にも継続して対応することで、対象者は安心して支援を受けることができる。特に、初産婦に対して、同一の助産師が妊娠から出産後までの支援に携わることで、対象者の不安の軽減、相談しやすい関係づくりにつながる。「はぐあっぷ」が目指す切れ目のない一体的な相談支援を、より一層効果的に実施することが期待できる唯一の団体である。

また、本会は約900人の会員で構成されており、事業運営に必要な人員を安定的かつ継続的に確保することができる。

以上の理由により、本会が最も適した委託先であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪府助産師会と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署
住吉区役所保健こども家庭課 （電話番号 06-6694-9882）